

公定歩合引下げに関する政策委員会議長談

(昭和46年7月27日)

日本銀行は昨年10月以来金融緩和政策を進め、最近ではその効果は、漸次浸透してきているが、経済活動はなお停滞ぎみに推移しているため、この際公定歩合をさらに年0.25%引き下げることが適当と認め、7月28日から実施することとした(ただし、輸出関係金利については別紙のとおり所要の調整を行なう)。

本行としては、これが財政面からの措置とあいまって経済の安定成長への移行を促進し、内外均衡の達成に資するよう期待するものである。

以上

(別紙)

日本銀行基準割引歩合および貸付利子歩合等の変更について

1. 基準割引歩合および貸付利子歩合

- | | |
|---|--------------------------------|
| (1) 商業手形割引歩合ならびに国債または特に指定する債券を担保とする貸付利子歩合 | 年5.25%
(0.25%引下げ) |
| (2) 期限付輸出手形割引歩合 | 年5%
(据置)
ただし8月10日以後5.25% |
| (3) 輸出前貸手形割引歩合 | 年5.25%
(据置)
ただし8月10日以後廃止 |
| (4) 輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合 | 年5.25%
(0.25%引下げ) |
| (5) その他のものを担保とする貸付利子歩合 | 年5.5%
(0.25%引下げ) |
| 2. 外国為替資金貸付の貸付利子歩合 | 年5%
(据置)
ただし8月10日以後5.25% |

(備考)

期限付輸出手形割引歩合、輸出前貸手形割引歩合および外国為替資金貸付の貸付利子歩合を除き年0.25%引下げ。ただし8月10日以後期限付輸出手形割引歩合および外国為替資金貸付の貸付利子歩合を年0.25%引き上げるとともに、輸出前貸手形の割引歩合および貸付利子歩合を貸付利子歩合一本に統合。